

豊丘南団地

定期借地権分譲



残りあと

9区画

定期借地権制度って どんな制度??

き、契約期間内で土地の購入希望があれば、貸借料を相殺した残額で購入することもできます。

マイホームを持ちたいが土地購入代までは資金繰りができないという方のニーズにこたえるために、今までの概念を捨て、土地を借地し自己居住用の住宅を新築するという発想の転換をしました。この発想を現実的に行うことができる法律が平成4年施行の借地借家法第二十二条の定期借地権制度です。

この制度を利用することにより、借地保証金と土地賃借料のみで土地が利用でき、土地を購入する場合よりも少ない資金で住宅を取得できます。

借地契約期間は、51年と長期のため、契約期間内で子どもなどに転貸することもできます。

また、建物の増築や建替えもで

定期借地権制度を利用すれば保証金50万円(赤平市内の建築業者に施工を依頼した場合は30万円)と月額約3,000円から

4,000円の賃借料で100坪以上の土地を51年間利用することができます。手持ち資金が少なくてもマイホームを持つことができます。

定期借地権でマイホームを建てられた方々にも満足との声をいただいております。

ぜひこの機会にマイホームを検討してみてくださいか。制度を利用した際、土地の固定資産税はかかりません。詳しくは、赤平市ホームページをご覧ください。どうか総務課契約管財係までお問合せください。

■契約管財係 ☎32-2211

まちと自然が共存する豊かな住環境

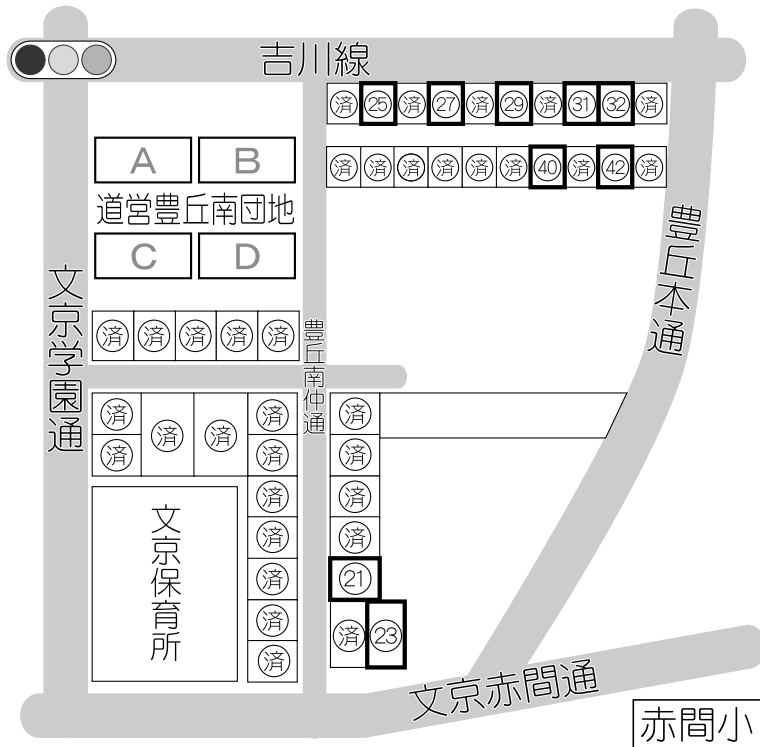
□ 枠が定期借地権貸付分譲地になります。また、購入もできますので、ご検討ください。



【宅地の概要】

- 地番 字豊里33番地のうち
- 交通 バス停留所 約600m
- 教育 文京保育所 約300m
赤間小学校 約400m
- 店舗 Aコープ 約400m

※吉川線に並ぶ分譲地から歩いた場合。



分譲価格・定期借地権賃料一覧

番号	面積㎡ (坪)	㎡当り単価 (坪)	分譲価格	月額賃料 (年額賃料)	番号	面積㎡ (坪)	㎡当り単価 (坪)	分譲価格	月額賃料 (年額賃料)
21	389.00㎡ (117.67坪)	11,800円 (39,008坪)	4,590千円	4,610円 (55,325坪)	29	319.65㎡ (96.69坪)	10,000円 (33,057坪)	3,196千円	3,342円 (40,101坪)
23	353.32㎡ (106.87坪)	11,700円 (38,677坪)	4,133千円	4,285円 (51,425坪)	31	319.64㎡ (96.69坪)	10,000円 (33,057坪)	3,196千円	3,342円 (40,100坪)
25	383.61㎡ (116.04坪)	10,200円 (33,718坪)	3,912千円	4,028円 (48,336坪)	32	321.28㎡ (97.18坪)	10,000円 (33,057坪)	3,212千円	3,359円 (40,305坪)
27	383.63㎡ (116.04坪)	11,700円 (33,718坪)	3,913千円	4,028円 (48,341坪)	40	330.00㎡ (99.82坪)	9,500円 (31,404坪)	3,135千円	3,412円 (40,947坪)
					42	330.00㎡ (99.82坪)	9,500円 (31,404坪)	3,135千円	3,412円 (40,947坪)



市有不動産(建物・土地)を 売却 します!

問合せ 契約管財係 ☎32-2211

入札に参加されたい方や詳細を確認したい方は、赤平市のホームページをご覧ください。また、事前の申込みにより申込期間の間、室内等を見学することができます。

■申込期間 4月7日(月)～4月21日(月)

■入札日 4月25日(金)

▼次の建物付土地を一般競争入札により売却いたします。



■建物

物件名	公立学校共済住宅B-9
所在地	赤平市北文京町3丁目2番地29
構造等	昭和44年築1棟2戸造→平成元年1棟1戸に改築 コンクリートブロック造・亜鉛メッキ鋼板葺・平屋建・ 下水道完備 87.48㎡(床面積)

■土地

所在地	赤平市北文京町3丁目2番地29
地目等	宅地 約396.04㎡
最低売却価格	850,000円(土地・建物込)



住宅 助成事業



■助成要件

市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者または、個人事業者が施工を行う工事(太陽光発電システム設置は除く)

■助成対象とならない工事

付属車庫や物置、門、塀、ロードヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など

■注意事項

資格・内容等の審査がありますので、必ず事前に申請手続きをしてから工事着手してください。
※工事着手後の申請の受付はできませんのでご注意ください。

お気軽にご相談ください!

▼実施期間

平成26年4月1日から
平成28年3月31日まで

▼申込み・問合せ

赤平建設業協会(火)～(木)13時～17時 ☎32-2549

▼相談先

市役所建設課建築担当

☎32-1844

■対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅(併用住宅の場合は居住部分に限る)

■対象者

本市に住所を有している者(老朽住宅除却工事は除く)

市税などの滞納がない方(対象世帯全員)

■改正内容

平成25年度より、リフォーム工事については、何回でも申請が可能となりました。
ただし、下記の表の限度額から、平成22年5月1日から平成26年3月31日までに助成を受けた金額を差し引いた額を限度額とします。

	対象工事費	助成率	限度額	対象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置	100万円以上	出力1kwあたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は18歳未満の子どもが同居して子育てしている世帯。 申請時に子育て世帯に該当となる場合は()の金額となります。
老朽住宅除去工事	50万円	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物